

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の政令で定める要件として、カドミウムに関するものを改めること。

第二 この政令は、公布の日から施行すること。